

毎週火、金曜日発行(但休日を除く。ときは翌日)
昭和四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◆告示

鳥取県病院事業の業務に係る現金の出納事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関

昭和三十五年五月鳥取県告示第二百四十五号の廃止

◇教委規則 職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

告 示

教育委員会規則

鳥取県告示第二百二号

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)

第二十七条第一項ただし書の規定に基づき、鳥取県病院事業の業務に係る現金の出納事務の一部を取り扱わせる

出納取扱金融機関を次のとおり定めたので、地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第二十二条の二第三項の規定により告示する。

昭和三十九年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

松江市白潟本町

株式会社山陰合同銀行

鳥取県告示第二百三号

昭和三十五年五月鳥取県告示第二百四十五号(鳥取県金庫事務取扱者の指定等について)は、廃止する。

昭和三十九年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年四月一日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小田大吉

昭和39年4月1日 水曜日 鳥取県公報 (号外)

鳥取県教育委員会規則第六号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する

規則

職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「課長補佐」を「所長補佐」に改め、「分室主任」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
内局所 鳥取県鳥取市栗谷町取
（定価）一部 月額二五〇円（送配料共）
印刷所 県